資料3

景観について

1 景観とは

景観はさまざまな要素で構成

• 「景観」は、私たちをとりまくさまざまな環境が目に見える形として表れたもので、里山や河川などの自然、道路や公園、建物や看板、またそこで活動する人などさまざまな要素で構成されています。

景観は各人の価値観を反映したもの

・ 「景観」は、これらの要素の物理的な眺め(「景」)を私たちが感じる(「観」)ことによって成り立つもので、眺めの対象と眺める主体の相互の関係によって成り立つものであるといわれています。このため「景観」は私たちの価値観を反映したものでもあります。

景観の成り立ちを知ることで新たな価値観を共有しよう

• 良好な「景観」とは、見る人のこれまでの体験、経験の積み重ねから思い起こされる感動のほか、その「景観」の成り立ちの背景となる人々の営みを理解することによって生まれる感動が「良い」と感じられる基になるといえます。これまでの価値観に加えて、「背景を知る」ことによって、新たな価値観を共有していくことが必要です。

良好な景観づくりは魅力的なまちづくりそのもの

• まちは、そこで暮らす市民や事業を営む事業者、来訪者、行政など多様な主体の意識やそれに基づく行動に影響されて形づくられる共有の財産です。「良好な景観」をつくっていくことは、自分たちのまちに対して誇りと愛着を持ち、魅力的なまちをつくっていくことそのものであるともいえます。

風土として息づくことを考えながら、未来につなぐ景観づくりを

 「景観十年、風景百年、風土千年」と言われるように、景観は今の暮らしを反映するもの、 風景は時間軸を感じるもの、風土は時間軸の中に歴史、文化が読み取れるものです。私 達の日々の営みが、いつか時を経て、風土としてその土地に息づくことを考えながら、未 来につなぐ、景観づくりに取り組む必要があります。

2 今なぜ景観なのか?

~ 経済発展とその代償 ~

- 戦後、我が国では経済復興に重点を置いた政策展開により、素晴らしい経済発展を成し遂げ、活力ある利便性に富んだ生活が可能な社会が築き上げられてきました。
- しかし、世界に伍する経済発展を遂げたその一方で、私達は自然や歴史を感じることのできるまちなみの減少を招くなど、これまで培われた貴重な都市の蓄積を失ったのも事実です。

~ 成熟社会のなかでの意識変化 ~

- 人口増加や経済成長に対応した、経済性、効率性を重視した都市整備を進めた時代が終焉を迎え、成熟した社会のなかで画一的な都市景観のあり方が問われている現在、地域の特性や魅力が再認識され、人々の多様な価値観を満たす魅力ある空間の形成が求められているのです。
- 人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、空間としても潤いややすらぎなどの精神的な豊かさ、すなわち「量的充足」から「質的充足」が求められつつあります。そのため、身近な水辺や緑、美しいまちなみや歴史的趣と調和した生活環境の保全・創造を図っていくことが必要です。

~ 法制度の充実 ~

- 空間面における「質的充足」の実現に向け、歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進める事を目的とした「美しい国づくり政策大綱」(2003)がまとめられ、景観面のみならず「1地域1観光」を打ち出している政府の観光立国行動計画を地域づくりの面から支援する役割を担うものとして政策展開が行われています。
- 2004 年には、「景観緑三法(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律)」が制定され、これまで法的な根 拠が希薄であった景観誘導等の施策に対して法律に基づく枠組みが用意され ました。
- これら法制度の充実をうけ、従来、自治体が独自で推進してきた景観に係る取り組みを景観法に基づく新たな枠組みの中で見直しつつ、さらに充実した内容を含む取り組みとして展開されることが期待されています。

~ 次代への継承 ~

- 景観は、人々の営みや生業、地域の歴史・文化が映し出されているものであり、 景観を大切に思う心は、地域の営みを再認識し、地域の歴史・文化を知ること に繋がっていきます。すなわち地域への愛着を育むことに繋がっていくのです。
- そのため、私達は先人から受け継いだ美しい景観を保全、育成し、次世代に継承していくための景観まちづくりに取り組んでいくことが重要なのです。

~ 経済発展とその代償 ~

経済復興重視、利便性重視環境破壊、歴史・文化的資源の喪失

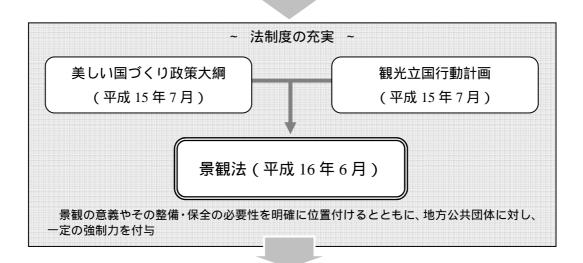
~ 成熟社会のなかでの意識変化 ~

物的成長の一定の終焉「量的充足」から「質的充足」

景観に対する 価値観の変化・目覚め・気づき

現行の景観行政・取り組みの限界

- ・景観整備・保全の為の共通の基本理念がない
- ・自主条例に基づく手法の限界 など



良好な景観の保全・育成・創出と次代への継承